京都市高齢者施策推進協議会	
第１回(R4.6.29)	参考１

令和４年度　京都市高齢者福祉関連予算の概要等について

１　高齢者福祉関連予算の規模

一般会計	令和４年度予算	令和３年度当初予算	対前年度増減	
			増減額	増減率
健康長寿推進※	588 億 2 千 7 百万円	573 億 3 千 3 百万円	14 億 9 千 4 百万円	2.6%

※介護保険事業特別会計繰出金　　250 億 2 千 6 百万円及び
　後期高齢者医療特別会計繰出金　　50 億 3 百万円含む

特別会計	令和４年度予算	令和３年度当初予算	対前年度増減	
			増減額	増減率
介護保険事業	1,573 億 9 千 8 百万円	1,527 億 1 千 4 百万円	46 億 8 千 4 百万円	3.1%
後期高齢者医療	247 億 4 千 7 百万円	232 億 8 千 4 百万円	14 億 6 千 3 百万円	6.3%

（参考）　介護保険事業特別会計予算の概要

項　　目	令和４年度予算	令和３年度当初予算	差　　引
保険給付費等	1466 億 6 千 8 百万円	1418 億 1 千 4 百万円	48 億 5 千 4 百万円
地域支援事業費	72 億 4 千 2 百万円	73 億 4 千 3 百万円	△1 億 1 百万円
事務費その他	34 億 8 千 8 百万円	35 億 5 千 7 百万円	△6 千 9 百万円
合　　計	1,573 億 9 千 8 百万円	1,527 億 1 千 4 百万円	46 億 8 千 4 百万円

（参考）介護保険制度のしくみ（イメージ図）

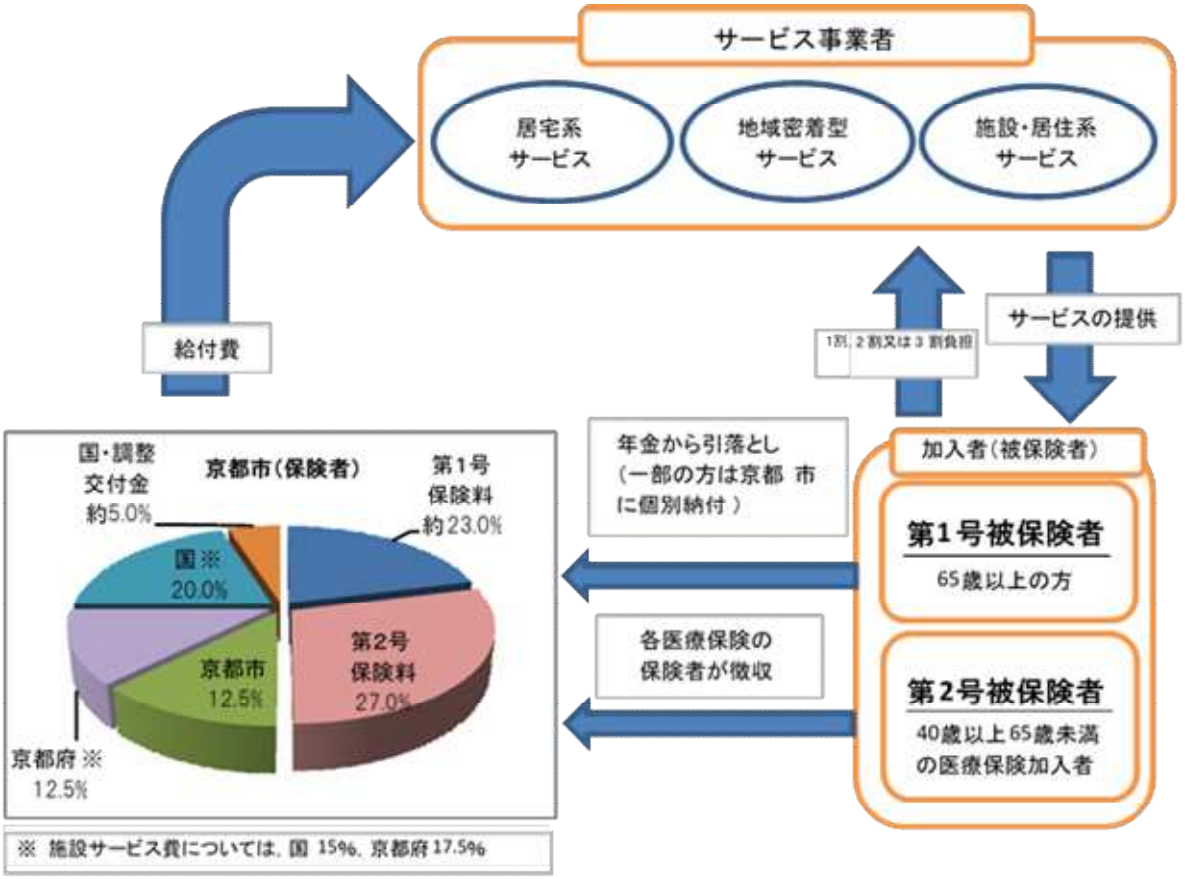

（参考）後期高齢者医療制度のしくみ（イメージ図）

後期高齢者医療にかかる費用の約 5 割は公費負担，約 4 割は現役世代からの支援金で賄われ，残りの約 1 割が保険料です。

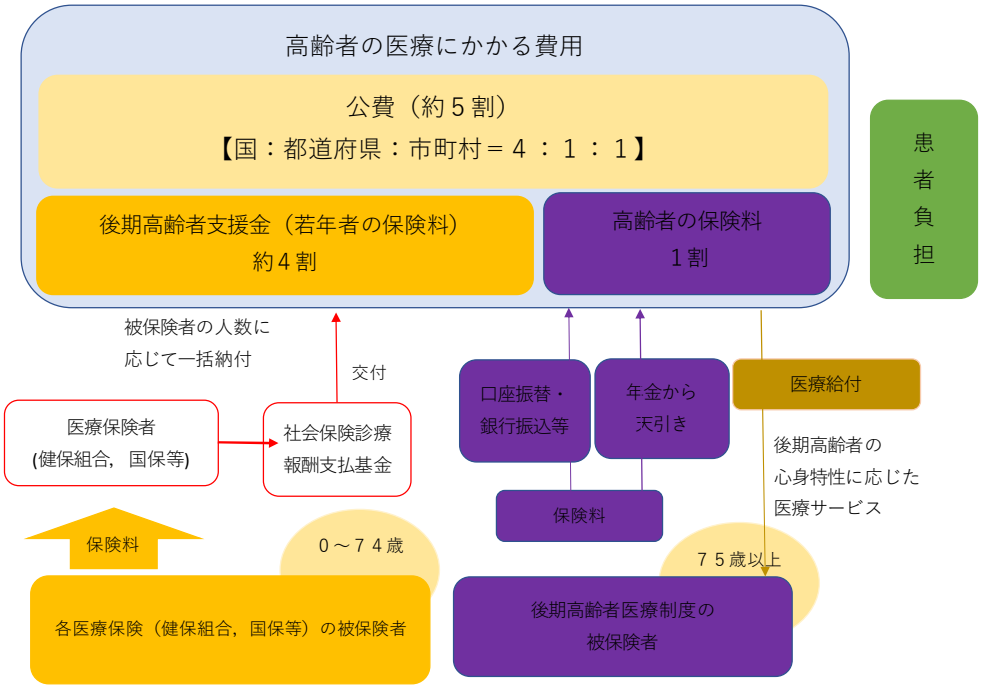

２　京都市民長寿すこやかプランに掲げた施策・事業に係る主な予算

（主な新規・充実事業等）

重点取組１：健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

＜取組方針＞

○　フレイル対策を含む保健事業と介護予防の一体的な実施など，健康寿命の延伸に向けた取組を進め，ひいては介護保険料の伸びの抑制につなげます。

○　自宅でもできる取組の紹介など，ウイズコロナ社会に対応した介護予防・フレイル対策（①運動，②栄養・口腔，③人とのつながり）の普及促進を図ります。

○　新型コロナウイルス感染予防の観点から，「新しい生活スタイル」を踏まえつつ，健康長寿サロンや介護予防自主グループ等の地域に根差した多様な「通いの場」の取組を一層推進し，地域や人とのつながりの中での継続的な健康づくり・介護予防につなげます。

○　高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう，また社会の担い手として企業等で働き続けられるよう，支援や啓発等に努め，高齢者自身のやりがいと介護予防，地域・社会への貢献につなげます。

事　業　名　等	内　　容
健康長寿のまち･京都推進プロジェクトの再編 【見直し】 （一般会計） 936 万円， 一般財源 473 万円 （介護特会） 800 万円， 一般会計繰入金 100 万円	平成２８年度から実施している本プロジェクトについて，これまで市民ぐるみの健康づくりに取り組む「機運の醸成」を主眼にプロジェクトを実施してきたが，「エビデンスに基づく，市民・地域主体の健康行動の定着」に向けた取組に事業を再編し，事業費の見直しを行いつつ，健康長寿社会の形成に向けた取組を介護予防事業と一体的に進める。 再編にあたって，まず，「新しい生活スタイル健康ポイント事業」については，利用者の約７割が６０歳以上である現状を踏まえ，介護特会を活用した事業，「いきいきシニアポイント（仮称）」に位置付け，一般財源の圧縮を図るとともに，既存の「民間アプリ」の活用により，「いきいきアプリ」及び「ポータルサイト」の運用を廃止する。

フレイル対策支援事業 【充実】2,980 万円 （特定財源：2,980 万円）	令和元年度からフレイル対策モデル事業（以下「モデル事業」という。）において，地域介護予防推進センターの支援のもと，地域の住民が主体となって介護予防に取り組む自主グループ等（高齢者の「通いの場」）に対して，管理栄養士や歯科衛生士等の医療専門職を派遣し，医療専門職連携による支援を通じて総合的なフレイル対策が推進されるよう取り組んできた。モデル事業については，体力測定値の維持・向上など，支援による効果を確認する中で段階的に対象地域を拡大してきており，取組を通じて医療専門職派遣の仕組みづくりや体力測定値のデータ集約の仕組みづくりなどを進めてきた。 令和４年度からは，これまでモデル事業実施地域（７行政区）で構築してきた，高齢者の「通いの場」に対する医療専門職連携による支援等の仕組みを全行政区に拡大し，フレイル対策を推進する。 ＜フレイル対策支援事業の主な取組＞ ⑴ 栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定の実施，健康課題の分析等（フレイルに係る質問票，肉や魚などの食品群の摂取状況の調査，滑舌のチェック，握力等に関する測定，体力測定値等のデータを踏まえた健康課題の分析など） ⑵ 医療専門職連携による支援等（管理栄養士による低栄養の予防に関する講座，歯科衛生士によるお口の体操指導，体力測定値等を踏まえた医療専門職による個別相談，医療専門職間での支援に係る情報やノウハウの共有など）
高齢者市バス，地下鉄等乗車証交付（敬老乗車証交付） **569,611 万円** **（特定財源：100,688 万円）**	敬老乗車証制度を将来にわたり維持していくため，平均寿命の延びや受益と負担のバランスを踏まえ，交付開始年齢の引上げ等を行うとともに，利用者の選択の幅を広げ，利便性の向上につなげる新たな手法の導入（導入時期：令和５年度）等により，持続可能な制度として実施する。

重点取組３：住み慣れた地域で暮らし続けるための住まい環境の確保と支援の充実

＜取組方針＞

○　地域ケア会議等を軸として，日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「京都市版地域包括ケアシステム」づくりに引き続き取り組みます。

○　高齢サポートが地域支援の中核機関としての役割を一層発揮していくため，地域で協働する関係機関等との連携強化を図ります。

○　在宅医療・介護連携支援センターの活動等を通じて多職種による在宅医療・介護の提供体制の強化に取り組みます。

○　高齢者個人の生活課題に対して，その課題の背景にある要因を探り，個人と環境に働きかけられる介護人材を育成し，今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応できる体制の強化を図ります。

○　２４時間対応型の在宅サービスや，地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの重点的な整備等，引き続きできるだけ身近な地域での介護サービス基盤整備を進めるとともに，高齢期の住替えについての選択の幅を広げるため，多様なすまいの集積とすまい・生活支援事業等のサービスの充実に努めていきます。

○　若年人口の減少に伴う担い手不足に対応していくため，関係団体と連携し，介護職の社会的評価を高めるとともに，ICT・IoT の活用等による介護現場の生産性向上や，外国人介護人材をはじめとする介護の担い手の裾野拡大を促進します。

事　業　名　等	内　　容
介護基盤等整備助成 33,690 万円 **（内訳）** **１　特別養護老人ホーム** 15,150 万円 （特定財源：7,800 万円）	令和４年度は，第８期京都市民長寿すこやかプランに定める整備目標の達成に向け，特別養護老人ホーム３箇所の整備助成を実施するほか，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所１箇所，特別養護老人ホーム多床室プライバシー保護改修３箇所の整備助成を実施する。 また，認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援を行う。 **１　特別養護老人ホーム整備助成** **広域型** （新設）　２箇所分（２２０人分，短期入所１０人分併設） （事業者選定済み１箇所） 「京都山科すみれ園（仮称）」 場所　山科区四ノ宮芝畑町 定員　１２０人 （増床）　１箇所　（６０人） 「特別養護老人ホーム宝生苑」 場所　伏見区桃山町山ノ下 定員　８９人（増床６０人）

２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1,400 万円 （特定財源：1,400 万円）	**２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備助成** （新設）　１箇所 「シニアみまもり隊 大宮（仮称)」 場所　下京区高辻大宮町
３　特養多床室のプライバシー保護改修 11,010 万円 （特定財源:11,010 万円）	**３　特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援** ３箇所 「京都市柊野特別養護老人ホーム」 場所　北区上賀茂馬ノ目町 「ヴィラ上賀茂」 場所　北区上賀茂中ノ河原町 「京都市東九条特別養護老人ホーム」 場所　南区東九条西岩本町
４　認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援 6,130 万円 （特定財源：6,130 万円）	**４　認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援** 施設名称：洛和グループホーム二条城北／場所：上京区吉野町 施設名称：洛和グループホーム山科西野／場所：山科区西野広見町 施設名称：洛和グループホーム山科鏡山／場所：山科区北花山河原町 施設名称：小規模多機能型居宅介護事業所山ノ内／場所：右京区山ノ内宮前町
介護施設等サービス継続支援事業（新型コロナウイルス感染症対策） **5,700 万円** **（特定財源：5,700 万円）**	感染拡大防止対策を講じ，必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費を補助する。
介護職員等の処遇改善【新規】 **養護老人ホーム等** **3,491 万円** **介護保険施設** **62,585 万円**	介護職員等の処遇改善について，令和４年４月（※）から収入を３％程度（月額 9,000 円相当）引き上げるための措置（報酬改定等）を講じる。 ※ 介護保険施設については，令和４年 10 月から処遇改善を実施する。９月までの処遇改善については，京都府で実施される介護職員処遇改善支援補助金の対象となる。

避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業 **【新規】900 万円**	令和３年５月，災害対策基本法が改正され，避難行動要支援者名簿に登載された方に係る「個別避難計画の作成」が市町村に努力義務化された。計画の作成にあたっては，市町村が，優先度が高いと判断した者について，法改正施行後から概ね５年程度で取り組むことが示されている。 本市においては令和４～７年度にかけて「優先度が高い方」について，重点的に計画作成に取り組んでいく（※令和４年度は先行実施地域での実施を予定)。 ○優先度が高い方（以下の要件全て該当する方）（対象者：約７，４００人） ①要介護３以上，又は，障害支援区分４以上の方（身体的条件） ②土砂災害特別警戒区域，土砂災害警戒区域，又は浸水想定３ｍ以上の区域に居住する方（地理的条件） （※上記以外の方については，本人や家族等での作成の啓発を行う。） ○計画作成手法等 優先度の高い方の計画の作成にあたっては，居宅介護支援事業所及び相談支援事業所の福祉専門職においてケアプラン作成等と併せて，本人や家族と共に個別避難計画を作成する（福祉専門職における計画作成報酬：１件当たり７千円の支払いを予定)。 作成した計画については，本人等からの同意を得て，行政，福祉専門職，避難支援者等の関係者と共有を図る。